

便利な回送運行番号標はご存じですか？

車検の切れた自動車の回送はどうされておりますでしょうか・・・

役所へ臨時運行板の申請やレッカー車、積載車のレンタルなど様々な対応をされているかと思います。

そこで、回送運行番号標のご案内をさせていただきます。

JU大阪では会員様に代わり、陸運局へ回送運行許可の申請をさせて頂いております。

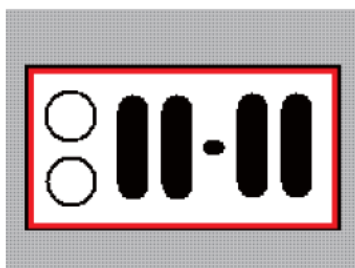
回送運行許可のメリット

回送運行番号標(ディーラーナンバー)なら、、、

- ✓ どの車検切れのクルマにつけても走行できる。
- ✓ ナンバーに対して自賠償保険を掛けるから、車両ごとの自賠償は不要。
- ✓ 許可を取得している期間中ならいくらでも使える。
- ✓ 役所に何度も足を運ぶ手間ヒマはなくなるから、圧倒的に効率がいい。
- ✓ その都度自賠償を切らなくていい。
- ✓ その都度細かいナンバー代を払わなくても済む。



費用と時間と労力が節約できるから、
営業効率が上がって会社の業績もアップするのが、
この回送運行許可なんです。



申請には一定の条件がございます。
詳しくは事務局までお問い合わせ下さい